

第3期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 連結注記表 個別注記表

(自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)

株式会社スシローグローバルホールディングス

連結計算書類の注記及び計算書類の注記につきまして、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様を提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

- (1) 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という。）は、企業理念、法令並びに社内規程を遵守し、コンプライアンスの徹底を率先して実行する。
 - (b) コンプライアンス体制の整備及び法令違反の未然防止を目的として、代表取締役社長を委員長、社外有識者などを構成員とする内部統制委員会を設置し、委員会の定期的開催を通じてグループ各社横断的に必要な改善措置・啓蒙策を講じる。また、内部統制委員会は、取締役会に適宜状況報告を行う。
 - (c) 各部門の業務執行におけるコンプライアンスの実践状況や内部管理体制等の監査等を行うため、業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、監査等の結果について、監査等委員会及び内部統制委員会に適宜状況報告を行う体制を整える。
 - (d) 法令・定款・社内規程への違反その他重要な事実を発見、又はその恐れがある場合は直ちに監査等委員に報告するとともに、遅滞なく内部統制委員会に報告する体制を整える。
 - (e) 法令・定款・社内規程違反行為等のホットラインとして通報・相談窓口を設置し、法令遵守並びに社内規程違反に関する情報の早期把握及び解決を図る。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
取締役等の職務執行に係る情報及び文書等は、関係規程並びに法令に基づき、担当部門が適切に保存及び管理する。
- (3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 企業の継続的發展を脅かすあらゆるリスクを把握し、リスクマネジメント体制を整備するため、「リスク管理規程」を定め、内部統制委員会を設置する。
 - (b) グループ経営上重要なリスクは、内部統制委員会において、把握・分析・評価を行い、改善策を策定するなど、適切な危機管理を行う体制を整える。
 - (c) 緊急事態発生時の対策は、「クライシス管理規程」を定め、迅速かつ適切に対応できる体制を整える。
 - (d) 情報セキュリティ活動を主導するため、「情報システム基本規程」を定め、情報資産の取扱基準を定める。
- (4) 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役会において、中期経営計画及び単年度の経営計画を決定し、定期的にその進捗状況を確認する。
 - (b) 取締役会の効率性及び適正性を確保するため、「取締役会規程」を定める。
 - (c) 内部統制委員会は、取締役に対し適宜状況報告を行う体制を整える。
 - (d) 各取締役は、「業務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき、責任範囲と決裁手続を明確化して職務の効率性を確保する。

- (5) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (a) 当社グループの業務執行の状況については、定期的に取り締役会において報告されるものとする。
 - (b) 当社は、随時子会社から業務執行及び財務情報等の状況の報告を求めるものとする。
- (6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 当社グループで統一された企業倫理の基本観を浸透させるため、当社グループ共通のコンプライアンスに関する規程を定め、これを周知徹底する。ただし、海外においては当該国の法令・慣習等の違いを勘案し、段階的な導入を進める等、適切な整備に努める。
 - (b) 当社グループの役員又は管理職によって定期的に会議を開催し、情報交換を図るとともに、グループ全体の経営計画や重要施策の基本方針を共有する。
 - (c) 内部監査部門は、当社グループ各社の内部監査を定期的実施する。
- (7) 監査等委員がその職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
- 当社は、監査等委員会が求めた場合、監査等委員の職務を補助すべき者として、専門性及び知識面において適任者を任命することとする。監査等委員補助者の評価・任命・解任・人事異動・賃金等の改定については監査等委員の同意を得ることとし、取締役等からの独立を確保するものとする。
- (8) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役等、監査役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制、その他監査等委員への報告に関する体制、並びに当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱を受けないことを確保するための体制
- (a) 当社グループの監査等委員と取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の綿密な情報連携を図るため、取締役会をはじめとする各種会議に監査等委員が出席し意見を述べ、また必要に応じた説明の要請に対して取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が適切に対応できる体制を整える。
 - (b) 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が法令・定款・社内規程への違反その他重要な事実を発見、又はその恐れがある場合、直ちに監査等委員に報告する体制及び報告を受けた部門が当社の監査等委員会に報告する体制を整える。また当該報告を行ったことを理由として不利な取扱を受けないことを社内規程等において禁止する。
 - (c) 当社グループの取締役及び使用人が財務報告に係る内部統制の状況や会計基準及び内部監査部門の活動状況、その他子会社監査役の活動状況等を必要に応じて監査等委員に報告する体制を整える。
 - (d) 各部門が作成し担当部門に提出した稟議書及び報告書等を監査等委員が必要に応じて閲覧することができる体制を整える。
- (9) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用の前払又は償還手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査等委員が会計監査人から会計監査に関する報告及び説明を受け、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う体制を整える。
- (b) 内部監査部門と監査等委員との連携体制を確保することで、不正・不当行為の牽制・早期発見を行うための実効的な監査体制の整備に努める。
- (c) 監査等委員が業務に関する説明又は報告を求めた場合、取締役及び使用人は迅速かつ適切に対応する体制を整える。
- (d) 監査等委員が当社に対しその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、当社は、当該監査等委員の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用を処理する。

(10) 反社会的勢力を排除するための体制

「反社会的勢力対応規程」を定め、反社会的勢力からの不当な要求に対しては毅然とした態度で臨み、取引関係を含めて、断固としてこれを拒否する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況は次のとおりです。

- ・ 当事業年度においては、取締役会を21回開催、グループ内部統制委員会を4回開催、中核子会社である株式会社あきんどスシローにおいて、内部統制委員会を毎月開催しました。
- ・ 使用人に対するコンプライアンスの啓発活動として、「内部監査だより」を3回配信するとともに、法務部門により、個人情報保護をはじめとした各種研修を実施しました。
- ・ コンプライアンス相談窓口に入電された情報は、中核子会社で株式会社あきんどスシロー内部統制委員会及びグループ内部統制委員会で情報共有を図るとともに、適切に対応しました。
- ・ 内部監査室は、子会社を含めた当社グループの事業拠点に対して、業務執行の適正性や法令等の適合性に関する内部監査を行いました。
- ・ 監査等委員長は、取締役会や経営会議等の重要会議に出席し、公認会計士として専門的見地から適宜発言を行っております。なお、監査等委員会を補助する使用人1名を置き、監査等委員会の補助にあたらせています。
- ・ 当社は、関係会社管理規程に従って、事業会社である子会社から必要事項の報告を受けています。
- ・ 中核子会社である株式会社あきんどスシローの内部統制委員会において、定期的リスク情報の確認及び再点検を実施したうえで、これをグループ内部統制委員会に報告・共有し、管理しております。
- ・ 反社会的勢力排除に関する基本方針を定め、取引先への事前審査及び年に1回のサイクルで継続取引先の再審査を実施しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	5社
主要な連結子会社の名称	株式会社あきんどスシロー SUSHIRO KOREA, INC. 株式会社スシロークリエイティブダイニング

会計方針に関する事項

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) デリバティブ以外の金融資産

当社グループはデリバティブ以外の金融資産を、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産、貸付金及び債権、満期保有投資及び売却可能金融資産のカテゴリーに分類しております。この分類は、各金融商品が取得された目的により決定しております。経営幹部は、当初認識時に金融商品の分類を定め、毎決算日にその分類を見直しております。

(a) 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産

当社グループは、売買目的で保有する金融資産及び当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定される金融資産として指定した金融資産を、当カテゴリーに分類しております。金融資産は、主に短期売却の目的で取得された、又は、経営者がそのように指定した場合に当カテゴリーに分類しております。当カテゴリーの資産は、公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益は純損益として認識しております。当該金融資産は、売却目的で保有される場合、又は期末日から12ヶ月以内に売却されることが予想される場合、流動資産となります。当社グループは現在、当カテゴリーの金融商品を保有しておりません。

(b) 貸付金及び債権

貸付金及び債権は、支払額が固定又は決定可能であり、活発な市場で取引されていないデリバティブ以外の金融資産であり、当社グループが金銭、財貨又は役務を直接相手先に提供し、当該債権を売却する意図がない場合に発生します。貸付金及び債権は、実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で測定し、実効金利法による償却額は純損益で認識しております。これらの債権は、減損の客観的証拠が存在する場合に、当該資産の帳簿価額と実効金利で割り引かれた見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額を減損損失とし、連結損益計算書で認識しております。当該金融資産は、満期が期末日から12ヶ月を超えるものを除き、流動資産に含めております。貸付金及び債権は、連結財政状態計算書上、主に営業債権及びその他の債権と敷金及び保証金に計上しております。

(c) 満期保有投資

満期保有投資は、支払額が固定又は決定可能であり、満期を有するデリバティブ以外の金融資産であり、当社グループが満期まで保有する意図と能力を有するものであります。満期保有投資は、実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で測定し、実効金利法による償却額は純損益で認識しております。当社グループは現在、当カテゴリーの金融商品を保有しておりません。

(d) 売却可能金融資産

売却可能金融資産は、他のカテゴリーに分類されないデリバティブ以外の金融資産又は当初認識時に当社グループが売却可能に指定した金融資産であり、期末日から12ヶ月以内に処分する予定ではない限り、非流動資産に計上しております。売却可能金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益は、その他の包括利益で認識しております。当社グループは現在、売却可能金融資産を保有しておりません。

金融資産は、取引日、すなわち当該資産の購入及び売却の約定日に認識しております。また金融資産は、そこから得られるキャッシュ・フローを受け取る権利が消滅した場合、又は、譲渡され、当社グループが実質的にすべてのリスクと経済価値を移転した時点で認識中止となります。

(2) デリバティブ及びヘッジ会計

デリバティブは、当初契約締結日における公正価値で認識し、その後、期末日の公正価値で測定しております。再測定の結果生じる損益の認識方法は、デリバティブがヘッジ手段に指定されているか、また指定されている場合はヘッジ対象の性質及びヘッジの有効性により決定しております。当社グループは特定のデリバティブを、認識されている資産若しくは負債、又は発生可能性が非常に高い予定取引から生じるキャッシュ・フローの変動リスクのヘッジ手段に指定しております（キャッシュ・フロー・ヘッジ）。

当社グループは、ヘッジ会計を適用するために、ヘッジの開始時点において、ヘッジ関係並びにヘッジの実施についての企業のリスク管理目的及び戦略に関する公式な指定及び文書化を行っております。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定され、かつその要件を満たす有効なデリバティブの公正価値の変動は、その他の包括利益で認識し、その累計額をその他の資本の構成要素に計上しております。非有効部分に関する損益は、連結損益計算書に即時認識しております。

その他の資本の構成要素に累積された金額は、ヘッジ対象が純損益に影響を及ぼす期に組替調整額として純損益に振り替えております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い額で評価しております。取得原価は、主として総平均法により算定され、正味実現可能価額は、通常の営業過程における見積販売価格から販売に要する見積費用を控除した額となります。

連結財政状態計算書に計上されている棚卸資産の帳簿価額は定期的に見直しが行われ、滞留在庫又は当社グループが今後の販売で原価を回収できる可能性が低いと判断するものについては、当該棚卸資産の帳簿価額を見積正味実現可能価額まで減額しております。

2. 重要な減価償却資産の減価償却又は償却の方法及び減損の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

すべての有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しております。取得原価には、有形固定資産の取得に直接付随するすべての費用が含まれます。当初取得後の追加コストは、その支出により将来の経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、信頼性をもって金額を測定することができる場合にのみ、当該取得資産の帳簿価額に算入するか、又は個別の資産として認識しております。その他の修繕及び維持費は、発生時に連結損益計算書で認識しております。

有形固定資産の減価償却は、取得原価から残存価額を控除した金額について、以下の見積耐用年数にわたり定額法により計算しております。

- ・建物 1～28年
- ・構築物 1～41年
- ・機械装置 1～8年
- ・工具器具備品 1～20年

耐用年数は、当社グループにとっての資産の期待効用の観点から決定しております。資産の残存価額と耐用年数は、技術の変化、使用の頻度及び市場ニーズを考慮して、各連結会計年度末に見直しが行われ、必要に応じて変更しております。

(2) 無形資産（リース資産を除く）

①のれん

のれんは毎期減損テストが行われ、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で計上しております。

②ブランド

ブランドは事業が継続する限り存在すると予想されるため耐用年数を確定できず、取得原価で表示し、償却は行っておりません。

③ソフトウェア

当社グループが取得したソフトウェアのライセンスは、取得に要した原価に基づいて資産計上しております。これらの費用は見積耐用年数（5年）にわたり定額法で償却しております。

(3) リース資産

ファイナンス・リース（リース資産の所有に伴うリスクと経済価値が実質的にすべて当社グループに移転するリース契約）により保有される資産は、有形固定資産及び無形資産に取得原価で計上され、リース期間又は経済的耐用年数のいずれか短い期間で定額法で償却しております。

(4)資産の減損

のれん及び耐用年数が確定できない無形資産（ブランド）は償却の対象とはならず、毎年一定の時期又は減損の兆候があると認められた場合にはその都度、減損テストを行っております。

なお、当社グループには事業セグメントが1つしかなく、取得により生じるシナジー効果及びブランドの効果は当該セグメントとしての資金生成単位グループ全体から生じるため、のれん及び耐用年数を確定できないブランドは、減損テストの実施にあたり、当該資金生成単位グループ全体に配分されております。

償却対象の資産は、ある事象や状況の変化が帳簿価額を回収することができない可能性を示す兆候があった場合に減損テストを行います。減損損失は、帳簿価額が回収可能価額を上回る場合に認識されます。回収可能価額は、資産の公正価値から売却費用を控除した金額と使用価値のいずれか高い方となります。減損テストを実施するに際し、個々の資産は、そのキャッシュ・フローが相互に独立して識別可能な最少単位（資金生成単位）でグループ分けを行っており、これは個別の店舗ごとに検討されています。

将来キャッシュ・フローの予測には、市場成長率、販売量、市場価格を含む多くの重要な仮定や見積りが関与しております。将来キャッシュ・フローの予測は、過去の傾向、市況及び業界の傾向を踏まえ、将来の売上収益及び営業費用の最善の見積りに基づいて行っております。これらの仮定は、経営者により見直しております。将来キャッシュ・フローの予測値は、評価日の資本コストにリスク・プレミアム等を加味した適切な割引率に基づき調整しております。この割引率は、回収可能価額の計算で用いられる税引前加重平均資本コストに基づいております。

のれん以外の固定資産については、毎年減損損失の戻入の兆候について検討を行い、戻入が必要な場合には、償却分を調整した当初の帳簿価額を超えないように新たに見積った回収可能価額を上限として、損失の戻入をいたします。

3. 重要な引当金の計上基準

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を返済するために経済的便益をもつ資源が流出する可能性が高く、その金額を信頼性をもって見積ることができる場合に認識しております。

将来の支出が12ヶ月を超え、貨幣の時間的価値の影響が重要な場合、引当金は当該負債に特有のリスクを反映した割引率を使用して、現在価値に割り引いております。時の経過による引当金の増加は、每期連結損益計算書の金融費用に計上しております。

4. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

(1)機能通貨及び表示通貨

当社グループの各企業の財務諸表は、各企業が営業活動を行う主な経済環境の通貨（機能通貨）を用いて測定しております。連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円で表示しております。

(2)取引及び残高

外貨建取引は、取引日の為替レートを用いて機能通貨に換算しております。外貨建取引の決済並びに外貨建貨幣性資産及び貨幣性負債の期末日の為替レートによる換算から生じる為替差損益は、有効なキャッシュ・フロー・ヘッジとしてその他の包括利益として認識される場合を除き、連結損益計算書で認識しております。

(3) 在外子会社

当社グループの表示通貨と異なる機能通貨を用いているすべてのグループ企業の業績及び財政状態は、以下の方法で表示通貨に換算しております。

- ・資産及び負債は、決算日の為替レートで換算しております。
- ・収益及び費用は、平均為替レートで換算しております（平均レートが取引日の為替レートの累積的影響の合理的な概算値でない場合、取引日のレートで換算しております）。
- ・外貨換算差額は、その他の包括利益で認識し、外貨換算差額の累積額は連結財政状態計算書のその他の資本の構成要素に計上しております。

5. その他連結計算書類作成のための重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税は発生連結会計年度の期間費用としております。

(2) 連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

(3) 記載金額

記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 資産から直接控除した貸倒引当金

敷金及び保証金 17百万円
その他の非流動資産 2百万円

2. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 16,269百万円
上記減価償却累計額には、減損損失累計額1,042百万円が含まれております。

連結持分変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	41,200,762,837株	一株	41,173,303,917株	27,458,920株

(注) 2016年12月15日開催の取締役会決議により、同日付で自己株式25,000,000,000株の消却を行い、2016年12月15日開催の第2期定時株主総会決議により、2016年12月22日付で普通株式590株を1株に株式併合しております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2017年12月21日 株主総会	普通株式	資本 剰余金	1,236百万円	45.00円	2017年9月30日	2017年12月22日

3. 当連結会計年度末における当社グループが発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる当社グループの株式の種類及び数
普通株式 2,121,406株

金融商品に関する注記

(1) 財務上のリスク管理

当社グループは、為替リスク、信用リスク、流動性リスク、金利リスクといったあらゆる財務リスクにさらされております。当社グループは、特定の方針に基づきこれらのリスクをヘッジしております。

当社グループは、実需に基づく特定の取引から生じるリスクを軽減する目的においてのみ、デリバティブ取引を使用しております。

(a) 為替リスク

当社グループは海外でも事業を展開しており、主に韓国ウォンをはじめとする外貨のエクスポージャーから発生する為替リスクにさらされております。為替リスクは、将来の商取引及び計上されている資産や負債から発生します。

(b) 信用リスク

敷金及び保証金は、テナントのリース契約における敷金及び保証金であり、当該物件の所有者の信用リスクにさらされております。当社グループの開発部は、第三者の信用格付システムに基づいた所有者の信用調査を行って信用リスクを評価し、負債状況の悪化にできるだけ早く気付けるように、相手方の財政状態を定期的にモニタリングすることにより、信用リスクの軽減に努めております。敷金及び保証金の簿価は、これら金融資産の信用リスクに対する最大エクスポージャーを示しております。当連結会計年度末現在、期日経過又は減損している金融資産はありません。

敷金及び保証金以外の金融資産は、重要な信用リスクにさらされております。

(c) 流動性リスク

堅実な流動性リスク管理方針により、十分な現金及び現金同等物を確保し、借入限度枠の設定により必要な資金を確保しております。事業環境の変化に対応するため、当社グループは、未使用の借入限度枠を十分に確保することにより、柔軟な資金調達を可能とするよう努めております。

(d) 金利リスク

当社グループの金利リスクは、主に長期借入金から生じます。変動金利の借入金により、当社グループは将来キャッシュ・フローの変動リスクにさらされております。

当社グループは、変動から固定への金利スワップを用いることによりキャッシュ・フローの金利リスクを管理する方針であります。こうした金利スワップは、借入金を実質的に変動金利から固定金利に転換する効果があります。金利スワップ取引において、当社グループは、想定元本に基づき算定された固定金利と変動金利との差額について、特定の期日に受け渡しする契約を相手先との間で締結する方針であります。

(2) 金融商品の公正価値

金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。なお、帳簿価額と公正価値が近似している金融商品については、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定される金融資産： 敷金及び保証金	6,969	7,165
公正価値で測定される金融資産： デリバティブ資産	51	51
償却原価で測定される金融負債： リース債務	3,355	3,415

金融資産及び金融負債の公正価値は以下のように算定しております。

(a) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の相手方となる物件の所有者の信用リスクが現時点で極めて低いと判断しているため、これらの公正価値は、リース期間にわたる将来キャッシュ・フローを、国債利回りといった適切な指標で割り引いた現在価値に基づいて計算しております。

(b) リース債務

リース債務の公正価値は、元利金の合計額を同様のリース取引を新たに行った場合に想定される金利で割り引いた場合の現在価値により算定しております。

(c) デリバティブ

金利スワップ契約の公正価値は、保有する金融商品と同様の利率を用いた将来キャッシュ・フローの現在価値を基礎として計算しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分	1,145円36銭
2. 基本的1株当たり当期利益	253円16銭
3. 希薄化後1株当たり当期利益	247円09銭

当社は、2016年12月22日付で普通株式590株を1株にする株式併合を実施しております。基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益については、期首に当該株式併合が行われたと仮定して、当該株式併合後の発行済株式数により算定しております。

重要な後発事象に関する注記

(新株予約権の権利行使及び資本金の額の減少)

当社が発行いたしました第1回から第6回、第8回から10回、第13回新株予約権につき、2017年11月7日に以下のとおり、行使されております。また、当社は2017年9月29日開催の当社取締役会において、下記のとおり資本金の額の減少について決議しております。

(1) 減資の目的

今回の資本金の額の減少は、当社の業容及び損益状態の現状を踏まえ、適切な税制への適用を通じて財務内容の健全性を維持するとともに、今後の資本政策の機動性及び柔軟性を図ることが目的であります。なお、資本金の額の減少は、下記「(2) 新株予約権の権利行使」に記載の Consumer Equity Investments Limitedがその保有する当社の新株予約権（以下「本新株予約権」）を行使したことを条件として、下記「(3) 減資の方法」に記載の方法により、当該本新株予約権の行使に基づき行う当社普通株式の発行と同時に実施するものであるため、会社法第447条第3項の規定に基づき取締役会の決議により実施しております。

(2) 新株予約権の権利行使

行使新株予約権個数	2,332,353,284個
交付株式数	普通株式1,553,576株
行使価額総額	3,296百万円
未行使新株予約権個数	328,230,772個
増加する発行済株式総数	1,553,576株
資本金増加額	1,715百万円
資本準備金増加額	1,715百万円

(3) 減資の方法

①減少すべき資本金の額

当社の資本金の額は、上記「(2) 新株予約権の権利行使」に記載のとおり、本新株予約権の行使により、1,815百万円となる見込みであります。この資本金の額を1,715百万円減少して、100百万円といたします。

②減資の方法

減少する資本金の額1,715百万円の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

(4) 減資の日程

取締役会決議日	2017年9月29日
債権者異議申述公告日	2017年10月5日
債権者異議申述最終期日	2017年11月6日
減資の効力発生日	2017年11月7日

(5) 今後の見通し

資本金の額の減少は、連結財政状態計算書の資本における勘定科目内の振替処理であり、資本合計額に変動はなく、本件が業績に与える影響はございません。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式
 - 移動平均法に基づく原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却方法
 - (1) 有形固定資産
 - 定率法によっております。
 - ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
 - なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	15年
工	具器具備品	2～8年
 - (2) 無形固定資産
 - 定額法によっております。
 - 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
 - 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
 - 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金
 - 役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
 - (4) 役員退職慰労引当金
 - 役員に対する退職慰労金の支出に備えるため、常勤取締役退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4. ヘッジ会計の処理
 - 繰延ヘッジ処理によっております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 消費税等の会計処理
 - 税抜方式によっております。
 - ただし、資産に係る控除対象外消費税は発生事業年度の期間費用としております。
 - (2) 連結納税制度の適用
 - 連結納税制度を適用しております。
 - (3) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

貸借対照表に関する注記

- | | |
|---|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 0百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。（区分表示したものを除く） | |
| ①短期金銭債権 | 1,131百万円 |
| ②短期金銭債務 | 68百万円 |

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	375百万円
販売費及び一般管理費	27百万円
営業取引以外の取引高	347百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数	
普通株式	62株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円
関係会社株式	511
長期前払費用	151
その他	111
繰延税金資産小計	772
評価性引当額	△589
繰延税金資産合計	183
繰延税金負債	
その他	—
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産純額	183

関連当事者との取引に関する注記

1. 法人主要株主

種類	会社等の 名称	議決権等 の所有（被 所有）割合 （%）	関連当事者 との関係	取引 内容	取引金額 （百万円）	科目	期末残高 （百万円）
その他の 関係会社 (注) 2	Consumer Equity Investments Limited	被所有 直接 28.9%	役務の提供	コンサルティング契約 (注) 1	26	未払金	—

(注) 1. 契約内容

事業戦略、オペレーション、マーケティング、ファイナンス等に係るアドバイザリーサービスの提供報酬

年間100万ユーロを4分割で3月末日、6月末日、9月末日、12月末日に支払うことになっております。

なお、当コンサルティング契約は2016年12月31日をもってその契約を終了しております。

2. 2017年3月30日付の当社株式の東京証券取引所市場第一部への新規上場に伴い、Consumer Equity Investments Limitedが保有していた当社発行済株式の一部売出しが行われたことにより、その保有割合が98.5%から28.9%に減少した結果、Consumer Equity Investments Limitedは当社の親会社に該当しないこととなりました。また、2017年9月30日現在、Consumer Equity Investments Limitedはその他関係会社に該当してはいましたが、2017年9月29日締結の資本業務提携契約に基づくConsumer Equity Investments Limitedによる株式会社神明に対する当社株式の譲渡により、関連当事者に該当しないこととなります。

2. 子会社

種類	会社等の 名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者との関 係	取引 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	
子会社	株式会社 あきんど スシロー	直接 100%	役務の 提供	役務提供 (注) 1	373	未収入金	93	
				資金の 貸付	貸付金の 回収 (注) 2, 3	4, 168	関係会社 短期貸付金	4, 168
			関係会社 長期貸付金				20, 412	
			債務の 被保証					
			役員 の 兼任	利息の受取 (注) 2	347	未収利息	2	
連結納税	法人税の 受取 (注) 4	2, 017	未収入金	1, 031				

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 役務提供に対する費用等を勘案して合理的に価格を決定しております。

2. 同社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は14,580百万円については3ヶ月ごとの元金均等返済、10,000百万円については残期間3年6ヶ月で返済期日一括返済としております。

3. 当社が締結した金銭消費貸借契約上の債務(借入金総額49,245百万円)について債務保証を受けております。

4. 連結納税制度による、連結法人税の受取額であります。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 338円88銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 24円05銭 |

当社は、2016年12月22日付で普通株式590株を1株にする株式併合を実施しております。1株当たり当期純損失については、期首に当該株式併合が行われたと仮定して、当該株式併合後の発行済株式数により算定しております。

重要な後発事象に関する注記

(新株予約権の権利行使及び資本金の額の減少)

当社が発行いたしました第1回から第6回、第8回から10回、第13回新株予約権につき、2017年11月7日に以下のとおり、行使されております。また、当社は2017年9月29日開催の当社取締役会において、下記のとおり資本金の額の減少について決議しております。

(1) 減資の目的

今回の資本金の額の減少は、当社の業容及び損益状態の現状を踏まえ、適切な税制への適用を通じて財務内容の健全性を維持するとともに、今後の資本政策の機動性及び柔軟性を図ることが目的であります。なお、資本金の額の減少は、下記「(2) 新株予約権の権利行使」に記載の Consumer Equity Investments Limitedがその保有する当社の新株予約権（以下「本新株予約権」）を行使したことを条件として、下記「(3) 減資の方法」に記載の方法により、当該本新株予約権の行使に基づき行う当社普通株式の発行と同時に実施するものであるため、会社法第447条第3項の規定に基づき取締役会の決議により実施しております。

(2) 新株予約権の権利行使

行使新株予約権個数	2,332,353,284個
交付株式数	普通株式1,553,576株
行使価額総額	3,296百万円
未行使新株予約権個数	328,230,772個
増加する発行済株式総数	1,553,576株
資本金増加額	1,715百万円
資本準備金増加額	1,715百万円

(3) 減資の方法

①減少すべき資本金の額

当社の資本金の額は、上記「(2) 新株予約権の権利行使」に記載のとおり、本新株予約権の行使により、1,815百万円となる見込みであります。この資本金の額を1,715百万円減少して、100百万円といたします。

②減資の方法

減少する資本金の額1,715百万円の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

(4) 減資の日程

取締役会決議日	2017年9月29日
債権者異議申述公告日	2017年10月5日
債権者異議申述最終期日	2017年11月6日
減資の効力発生日	2017年11月7日

(5) 今後の見通し

資本金の額の減少は、貸借対照表の純資産の部の勘定の振替処理であり、純資産合計額に変動はなく、本件が業績に与える影響はございません。